

# 指定管理者候補者の選定について（答申）

令和5年11月

美里町指定管理者候補者選定委員会

## 第1 審査概要

### 1 審査日時及び開催場所

日 時	令和5年6月27日(火) 午後1時30分から2時30分まで
場 所	美里町役場本庁舎3階大会議室
日 時	令和5年8月9日(月) 午後1時30分から3時まで
場 所	美里町役場本庁舎3階大会議室
日 時	令和5年11月14日(火) 午前2時から4時まで
場 所	美里町役場本庁舎3階大会議室

### 2 美里町指定管理者候補者選定委員会委員

氏 名	役職	区 分	備 考
佐々木 秀之	会 長	学識経験者	大学教員
鈴木 絢子	副会長	学識経験者	弁 護 士
鈴木 秀 総	委 員	学識経験者	公認会計士
三島 洋 輔	委 員	学識経験者	金 融 機 関
平 吹 淳	委 員	公 募	会 社 員

### 3 公募の概要及び申請状況等

#### (1) 公の施設の名称、指定管理期間

- ① 対 象 施 設 美里町交流の森・交流館
- ② 指定管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
5年間

#### (2) 申請状況

美里町交流の森・交流館の募集については、美里町交流の森・交流館指定管理者公募要項を定め、令和5年6月29日に美里町が公告を行った。

- ① 公募要項の配布 令和5年6月29日(木) から  
令和5年7月31日(月) まで
- ② 現地説明会及び施設見学会 令和5年7月6日(木)
- ③ 応募書類提出期間 令和5年7月14日(金) から  
令和5年7月31日(月) まで

#### (3) 応募者

団体名 株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事務所  
所在地 宮城県遠田郡美里町木間塚字寺前56番地1  
代表者 所長 相澤 達也

#### 4 審査経過

##### (1) 諮問

【令和5年度第1回委員会・・・令和5年6月27日（火）】

美里町交流の森・交流館指定管理者候補者の選定に係る審査を行い、その結果を答申するよう、町長より諮問を受けた。

##### (2) 公募概要及び審査基準の確認

【令和5年度第1回委員会・・・令和5年6月27日（火）】

公募要項、業務の基準についての説明を受け、選定評価基準を決定した。

##### (3) 審査

【令和5年度第2回委員会・・・令和5年8月9日（水）】

応募者から提出された応募書類審査及び応募者によるプレゼンテーションを行い、ヒアリングを実施し審査を行った。

令和5年8月4日に応募者の親会社である株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングスから「特別調査委員会の設置及び2023年9月第3四半期決算短信開示の延期に関するお知らせ」が発表され、指定管理業務との関連性を確認する必要があることから、応募者に質問状を出すこととし、その回答を踏まえて指定管理者候補者を選定することとした。

【令和5年度第4回委員会・・・令和5年11月14日（火）】

町の質問状に対して応募者から回答された内容を確認し、応募者を指定管理者候補者として選定した。

## 第2 審査の方法及び結果

### 1 審査の方法

- (1) 応募書類及び応募者によるプレゼンテーションの審査を行い、各委員が選定評価基準（200点満点）に基づき採点を行う。
- (2) 各委員の採点を合計し、平均値を算出する。
- (3) 各委員の平均値が最低基準点100点を上回り、かつ、最上位の応募者を指定管理者候補者として選定する。また、最低基準点100点を上回り次点の応募者を次点候補者として選定する。

審査事項は、次のとおりである。

- (1) 基本方針
  - ① 施設管理運営の基本的な考え方
    - ア 役割、課題に対する考え方
    - イ 管理運営に関する考え方
  - ② 施設管理運営の5年間の目標と推進方策
    - ア 目標について
    - イ 推進方策について
- (2) 事業計画
  - ① 計画的な事業展開について
  - ② 利用者サービスの向上について
    - ア 利用者サービス向上のための取組について
    - イ 広報活動・利用促進について
  - ③ 地域や他機関・事業所等との連携について  
各種団体や企業等との連携について
- (3) 管理運営
  - ① 運営体制に関する基本的な考え方について
    - ア 公率的かつ安定的な運営体制の確立
    - イ 人材育成について
    - ウ 危機管理への対応について
    - エ 個人情報保護及び情報公開に対する取組について
  - ② 施設の維持管理について  
施設の維持管理について
  - ③ モニタリングの実施について  
モニタリングの実施について
- (4) 収支計画
  - ① 収支計画について
    - ア 収支計画について
    - イ 財務経営状況について
- (5) 自主提案
- (6) 指定管理の実績
- (7) 立上げ体制
- (8) プレゼンテーション能力
- (9) 指定管理料

## 2 審査結果

審査番号	応募者	得点	得点順位
1	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 美里事務所	160	1

## 3 指定管理者候補者の選定

応募書類及び応募者によるプレゼンテーションの審査の結果、200点を満点とし、最低基準点100点を上回り、かつ、最上位となった株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事務所を指定管理者候補者として選定した。

## 第3 総 評

美里町交流の森・交流館は、「町民の余暇活動」、「交流活動」、そして、「観光」の推進を目的とした施設であり、指定管理者には設置目的を実現するための事業を実施していくことが求められる。指定管理者候補者の選定を行うに当たっては、観光の推進及び地域産業の活性化が図られる提案がなされているかが重要となる。

美里町交流の森・交流館指定管理者候補者の公募に対し、1団体から応募があり、審査においては、本施設の基本方針や事業計画、管理運営、収支計画等の評価項目から審査を行い、指定管理者候補者を選定した。

指定管理者候補者である株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事務所は、公共施設等の社会基盤に関わる事業企画、調査、設計管理、また、公共施設の指定管理及びアドバイザー等を行う企業である。

同社の提案に対する評価は、次のとおりである。

基本方針については、本施設を取り巻く現状と課題及び美里町の施策推進を踏まえた管理運営の基本的方針を示し、その内容は、利用者サービス、地域連携、運営体制・モニタリング、維持管理を柱としたものであり、指定管理期間中の目標実現のための推進方策も具体的な提案がなされている。

事業計画については、施設を取り巻く課題、地域の特色及び利用者ニーズを把握した魅力的な宿泊プランが計画されており自主事業の展開手法についても明確に示されている。また、地域、他機関、事業所等との連携についても具体的な実施策の内容が提案されている。

管理運営については、安心・安全を第一に、地元やグループ会社と連携し

効率的かつ安定的な管理運営体制を構築する内容が提案されている。主な内容としては、次世代の運営を担う人材を中心に雇用及び教育を行い安定的な運営体制を目指す方針が示されている。

指定管理の実績等については、美里町交流の森・交流館をはじめとした宿泊施設、飲食施設やスポーツ施設等の指定管理実績があり、十分な実績となっている。

なお、特別調査委員会が設置された事案については、指定管理業務と関連がないことを確認した。

以上のことから、株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事務所を美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者として選定した。

最後に、民間のノウハウ活用し、住民サービスの向上を図るとともに、費用対効果の最大化を図るという指定管理者制度の目的が達成されるよう、町と指定管理者が共に知恵を出し合い、美里町交流の森・交流館を体験型、着地型観光の拠点となることを期待し、より良いまちづくりにつなげていただくよう申し添える。